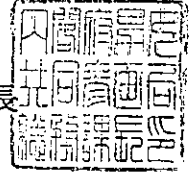


中小企業団体中央会 殿

内閣府男女共同参画局総務課長



「女性が輝く先進企業表彰」の創設及び表彰候補者の推薦について（依頼）

男女共同参画社会の形成の促進については、日頃よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

内閣府においては、女性が活躍できる職場環境の整備を推進する企業が投資家・就業希望者・消費者等から評価され、同様の取組が他の企業へ波及していくよう、女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示に優れた先進的な企業を対象とした内閣総理大臣表彰を創設いたしました。

このたび、第一回表彰の実施に向けて、「女性が輝く先進企業表彰実施要綱」（別添1）、「女性が輝く先進企業表彰の具体的実施方法について」（別添2）及び「選考基準」（別添3）により該当企業の推薦を募集いたしますので、下記により推薦調書をご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

1 提出書類

下記様式に添付書類を添えて、下記「問い合わせ先」まで1部提出願います（「女性が輝く先進企業表彰の具体的実施方法について」（別添2）に掲載）。

- (1) 推薦調書
- (2) 別紙1（女性の登用に関する情報開示の状況）
- (3) 別紙2（女性の登用の実績）

2 提出期限

平成26年11月14日（金）必着

3 留意事項

- ・ 女性の登用に向けた企業の取組状況は業種等により異なるため、選考は、業種特性や企業規模に配慮して行います。
- ・ 選考に際しては、女性の登用に向けた企業の取組状況を過去5年分まで確認させていただきますが、提出書類については、過去5年分すべてが記入される必要はなく、実際に取組を開始された年度分から記入してください。
- ・ 推薦に際しては、推薦日までに、該当企業が、内閣府HP「女性の活躍『見える化』サイト（※）」において女性の登用状況等を開示しており、かつ、上場企業にあつては、コーポレート・ガバナンスに関する報告書における役員の男女別構成を開示していることが必要です

※ <http://www.gender.go.jp/policy/mieruka/company/mierukasite.html>



【問い合わせ先】

内閣府男女共同参画局総務課 神尾、轟

所在地 東京都千代田区永田町 1-6-1 中央合同庁舎 8 号館

TEL 03-6257-1356、FAX 03-3581-9566

E-mail [masako.kamio@cao.go.jp](mailto:masako.kamio@cao.go.jp)

[takashi.todoroki@cao.go.jp](mailto:takashi.todoroki@cao.go.jp)

## 女性が輝く先進企業表彰実施要綱

平成 26 年 9 月 2 日  
内閣総理大臣決定

### 1 目的

この表彰は、女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を表彰し、もって、「女性が輝く社会」の実現に資することを目的とする。

### 2 表彰の対象

役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示において極めて顕著なまたは特に顕著な功績があった企業

### 3 表彰者

- (1) 極めて顕著な功績があったと認められる企業 内閣総理大臣
- (2) 特に顕著な功績があったと認められる企業 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

### 4 表彰の方法

表彰状及び副賞（表彰状の様式は別紙のとおり）

### 5 表彰の時期

表彰は、年一回行う。

### 6 被表彰者の決定

内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣（男女共同参画）は、関係府省、都道府県、指定都市等から推薦された者のうちから、選考委員会の意見を聴いて、被表彰者を決定する。

### 7 表彰の事務

表彰に関する事務は、内閣府男女共同参画局において行う。

### 8 その他

- (1) この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、内閣府男女共同参画局長が定める。
- (2) この表彰は、平成 26 年度から 7 年間に限り実施することとする。

(別紙)

要綱第2項 極めて顕著な功績があったと認められる者

表彰状
企業名 殿
貴社は女性の登用を進め
その情報を開示することを通じ
女性が輝く社会づくりに尽力され
その功績は極めて顕著であります
よってこれを表彰します
平成 年 月 日
内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○ 印

要綱第2項 特に顕著な功績があったと認められる者

表彰状
企業名 殿
貴社は女性の登用を進め
その情報を開示することを通じ
女性が輝く社会づくりに尽力され
その功績は特に顕著であります
よってこれを表彰します
平成 年 月 日
内閣府特命担当大臣 (男女共同参画) ○ ○ ○ ○ 印

女性が輝く先進企業表彰の具体的実施方法について

平成 26 年 9 月 12 日  
男女共同参画局長決定  
一部改正 平成 26 年 9 月 29 日

女性が輝く先進企業表彰実施要綱(平成26年 9 月 2 日内閣総理大臣決定。以下「要綱」という。)第 8 項第 1 号に基づき、女性が輝く先進企業表彰の実施に関し必要な事項を下記のとおり定める。

記

1 推薦の範囲

推薦の範囲は、要綱第 2 項に該当する企業とする。

2 推薦の手続

- (1) 関係府省、各都道府県、指定都市並びに日本経済団体連合会、経済同友会及び日本商工会議所(以下「経済 3 団体」という。)等は、内閣府男女共同参画局総務課長からの推薦依頼に基づき、候補企業の推薦を行うものとする。
- (2) 推薦に際しては、別添の推薦調書により、推薦される企業の概要、表彰の理由となる功績等を具体的に明記するものとする。
- (3) 推薦に当たっては、内閣府ホームページ「女性の活躍『見える化』サイト」において女性の登用状況等を開示しており、かつ、上場企業にあつては、コーポレート・ガバナンスに関する報告書において役員の男女別構成を開示していることを要件とする。

3 女性が輝く先進企業表彰選考委員会

内閣府男女共同参画局総務課長は、女性が輝く先進企業表彰選考委員会(以下「選考委員会」という。)を開催する。

(1) 選考委員会の任務

選考委員会は、関係府省、各都道府県、指定都市及び経済 3 団体等から推薦された候補者の中から、提出された資料等に基づき、被表彰企業の案を作成する。

(2) 選考委員の構成

選考委員会の委員は、内閣府男女共同参画局総務課長が依頼する者とし、委員長は委員の互選による。

(3) 選考委員会の庶務

選考委員会の庶務は、内閣府男女共同参画局総務課において処理する。

#### 4 表彰の種類及び対象

##### (1) 内閣総理大臣表彰

極めて顕著な功績があったと認められる企業

##### (2) 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰

特に顕著な功績があったと認められる企業

#### 5 表彰数

内閣総理大臣による表彰は1件、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）による表彰は5件程度とする。

#### 6 その他

前各号に掲げるもののほか、選考委員会に関する事項とその他必要な事項は委員長が定める。

成 26 年 9 月 12 日  
男女共同参画局長決定  
一部改正 平成 26 年 9 月 29 日

## 女性が輝く先進企業表彰選考基準等について

### 選考基準

選考基準は下表のとおりとする。

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰の候補企業は、選考基準①「情報開示」の観点から選考することとし、内閣総理大臣表彰の候補企業にあつては、選考基準①「情報開示」及び選考基準②「女性の登用」の観点から総合的に選考する。

項目	概要
選考基準① 情報開示	ア～ウの情報を開示しているか。情報の内容が具体的で充実しているか。
	ア 方針 ・ 経営戦略への位置付け、採用・育成・登用方針の策定 ・ 役員・管理職等への登用に関する具体的な目標設定 ほか
	イ 取組 ・ 計画的な採用 ・ 計画的な育成（研修、配置・処遇、メンター・ロールモデル等） ・ 多様で柔軟な働き方の推進、両立支援・WLB ・ その他特徴のある取組（※1）
	ウ 現状 ・ 女性の役員・管理職の比率 ・ 女性の役員・管理職の伸び率 ほか
	情報の開示方法について、閲覧者の理解やアクセシビリティを高める工夫がなされているか、開示媒体は適切か。
	過去の情報を併せて開示しているか。経年比較が可能か。
選考基準② 女性の登用	女性の登用の実績 ・ 女性の役員・管理職の比率 ・ 女性の役員・管理職の伸び率 ほか

- ※1 例：キャリア形成プログラムの構築、ベビーシッターの利用補助、配偶者の転勤やボランティア・自己啓発の休職制度、円滑な育児休業取得に向けた平素からの業務平準化や業務をカバーする社員の処遇向上  
 ※2 内閣府ホームページ「女性の活躍『見える化』サイト」において女性の登用状況等を開示しており、かつ、上場企業にあつては、コーポレート・ガバナンスに関する報告書における役員の男女別構成を開示していることを推薦の要件とする。  
 ※3 いずれの選考基準も、業種特性、企業規模、女性従業員比率等に配慮して評価する。  
 ※4 選考基準①「情報開示」及び選考基準②「女性の登用」に係る実績は、過去5年分まで確認する。  
 ※5 受賞歴は参考評価とし、採点はしない。

### 2 採点方法

- (1) 選考基準①「情報開示」の観点から評価し、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰または内閣総理大臣表彰の候補として相応しい企業を選考する。
- (2) さらに、(1) で選定した企業のうち、選考基準②「女性の登用」の観点から総合的に評価し、内閣総理大臣表彰の候補企業を選考する。
- (3) 採点は、4段階の相対評価とし、下表を基準とする。

点数	評価基準	選定数
3点	内閣総理大臣表彰の候補者として相応しい、極めて顕著な功績があったと認められる	1件
2点	内閣府特命担当大臣（男女共同参画）表彰の候補者として相応しい、特に顕著な功績があったと認められる	5件程度
1点	表彰には及ばないが、顕著な功績があったと認められる	—
0点	顕著な功績は認められない	—